# 令和4年

# 第3回 南魚沼市農業委員会総会会議録

日 時 令和4年3月25日 午前9時30分~ 場 所 南魚沼市役所大和庁舎(旧議場) 招集者 南魚沼市農業委員会長 並木 孝夫

日程 1 会期の決定について

日程 2 会議録署名委員の指名について(5番片桐 京委員、7番田村 芳文委員)

日程 3 諸般の報告 ・別紙のとおり

日程 4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告について

日程 5 第2号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名について

日程 6 第1号議案 農地法第3条の規定による許可処分取消申請について

日程 7 第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

日程 8 第3号議案 農地法第3条の規定による買受適格証明の発行について

日程 9 第4号議案 農地転用の許可を受けた事業計画変更承認申請の進達について

日程 10 第5号議案 農地法第4条の規定による許可申請の進達について

日程 11 第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請の進達について

日程 12 第7号議案 農用地利用集積計画(案)について

日程 13 第8号議案 下限面積(別段の面積)について

日程 14 第9号議案 事務局の任免について

日程 15 その他

- ○令和4年4月18日(月)
  - ・令和4年度南魚沼地域農業振興協議会総会 【南魚沼地域振興局】 〈会長・局長〉
- ○令和4年4月25日(月)

・第4回農業委員会総会 9:00~【大和庁舎:旧議場】 〈全員〉

出席委員は次のとおりである。

1番	中俣	涉	2番	西野	徳光	3番	宮田	京子
4番	荒川	敦	5番	片桐	京			
7番	田村	芳文	8番	中島	修	9番	南雲	廣悦
10番	棚村	光正	11番	大平	泰弘	12番	原澤	眞
13番	林	昭彦	14番	牛木	友哉	15番	井上	秀樹
16番	駒形	哲也	17番	中島	直樹	18番	関	匡和
19番	並木	孝夫						
推1番	島田	徳敏	推2番	佐々フ	大輔 大輔	推3番	小野埠	冢 真
推4番	上村	正明	推5番	佐藤	勝美	推6番	林	秀夫
推7番	長谷川	川 政一	推8番	勝又	信行	推9番	青木	悦夫
推10番	志太	要一	推11番	篠田	猛	推12番	髙橋	正男
推13番	櫻井	隆				推15番	上村	良男
推16番	髙村	英男	推17番	山本	晴夫	推18番	小杉	一明
推19番	関	英夫	推 20 番	桑原	善和	推21番	井口	博
推 22 番	水澤	利德	推23番	髙野	作栄喜	推 24 番	貝瀬	茂利

欠席委員は2名である。

6番 山﨑 輝代 推14番 山田 久雄

遅刻委員はなしである。

早退委員はなしである。

傍聴者はなしである。

事務局員は次のとおりである。

農業委員会事務局長 古藤 健一 農地係係長 一之谷浩太郎 農地係主任 阿部 洋一 農地係主事 貝瀬 佐知子

# (会長、議長席に着く)

(9時30分開会)

議 長

令和4年第3回南魚沼市農業委員会総会を開会いたしま す。

本日は農業委員6番山﨑輝代委員、推進委員14番山田久 雄委員から欠席の届が出ていますのでこれを許します。した がいまして、出席は農業委員が18名、推進委員が23名で合 計41名全員の出席ですので総会は成立します。

#### 日程1 会期の決定について

議 長

日程1 会期の決定については本日一日限りにしたいと 思いますがご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め会期は本日一日といたします。

#### 日程2 会議録署名委員の指名について

長 議

日程2 会議録署名委員の指名については議長に一任い ただけますでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、5番片桐京委員、7番田村芳文委員に お願いいたします。

# 日程3 諸般の報告

長 議

日程3 諸般の報告について、別紙のとおりですが皆様 方から何かありますでしょうか。推進委員9番青木悦夫委 員。

推9番青木委 おはようございます。農業者年金加入推進対策会議につ

員

いて報告します。3月9日に本庁舎小会議室にて新潟県農業会議、JA新潟中央会、みなみ魚沼受給者連盟会長、JA担当者、農業委員会長、各加入推進部長、事務局の9名で今年度の活動報告と来年度の活動計画について話し合われました。今年度の加入者は3名で、県の加入目標を達成しています。皆様からのご協力、大変ありがとうございました。来年度の市の加入目標は4名と決まりましたので、引き続き皆様からの加入推進をよろしくお願いします。以上です。

議長

ただいまの青木委員の報告について、質問はありますで しょうか。

(質問、意見なし)

無いようですので、青木委員ありがとうございました。 ほかにありますでしょうか。18番関匡和委員。

18番関委員

おはようございます。3月8日午後3時より南魚沼市役所小会議室において農地・農政関係情報交換会が行われました。当日は南魚沼地域振興局農林振興部、JAみなみ魚沼、市農林課、農業委員会役員、事務局の17名の参加により行われました。情報交換の前に地域振興局農林振興部より令和4年度の農政推進方向について説明があり、農業委員会からは農地転用の権限移譲、現在の農業委員会活動について報告を行いました。その後、情報交換に移り、イノシシをはじめとする鳥獣被害や法人の経営体質強化支援、道の駅への農産物の出品要請など様々な情報交換を行いました。新型コロナウイルス感染症の影響により懇親会は実施できませんでしたが、時間にして約1時間、顔を合わせて意見交換を行うことができました。以上です。

議長

ただいまの関委員の報告について、質問はありますでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですので、関委員ありがとうございました。

ほかにありますでしょうか。無ければ私からお願いします。まず、23日に新潟市の東映ホテルで第131回通常総会が行われまして、提案どおり承認されました。総会終了後、農業会議の堀事務局長さんが3月いっぱいでご退職され、4月からはその後任には谷川部長さんが事務局長になるということでしたのでご報告します。次に長岡市で行われた情報交換会についてですが、従来中越地区のみで行われていたのですが、上越地区が糸魚川・上越・妙高の3市しかないということで今回から合同で行うことになりましたのでこちらもご報告します。

ほかに無いようですので諸般の報告は終了させていただ きます。

# 日程4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告 について

議長

日程4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告 についてを議題といたします。事務局より説明を求めま す。一之谷係長。

#### 一之谷係長

(第1号報告朗読)

- (1)農地転用事実確認書の交付について
- 3ページをご覧ください。前回総会以降8件の事実確認 書を交付しています。
  - いずれも転用目的どおり完成しています。
  - (2)農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の解約通知について 5ページをご覧ください。こちらは 13 件です。
- 1番、浦佐の田2筆、所有者の都合による解約で、今後は貸付予定です。
- 2番、今町の田2筆、借受人の都合による解約で、後ほ ど利用権の設定があがってきます。
- 3番、茗荷沢の田2筆、砂利採取のための解約で、後ほど5条申請があがってきます。

4番、君帰の田2筆、借受人の都合による解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

5番、美佐島の田1筆、所有者の都合による解約で、後 ほど5条申請があがってきます。

6ページに移りまして、6番、宮と東泉田、三郎丸の田 8筆、借受人の都合による解約で、後ほど利用権の設定が あがってきます。

7番、小川の田1筆、借受人の都合による解約で、今後 貸付予定です。

8番から10番は申請人が同じ方の案件です。8番、奥の田2筆、所有者の都合による解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

9番、奥の田2筆、所有者の都合による解約で、後ほど 利用権の設定があがってきます。

10番、奥の田1筆、所有者の都合による解約で、後ほど 利用権の設定があがってきます。なお、8番から10番の案 件についてですが、契約日がそれぞれ違うため分かれてい ます。

11番、五日町の田3筆、所有者の都合による解約です。

12番、清水の田3筆、第三者との貸借契約のための解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

13番、清水の田1筆、同じく第三者との貸借契約のための解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

#### (3)使用貸借の解約について

9ページをご覧ください。こちらは3件です。

1番、大崎と柳古新田の田畑17筆、所有者の都合による解約で、1筆は後ほど5条申請があがってきますが、残りについては3条申請予定です。

2番、茗荷沢の田5筆、契約内容変更のための解約で、 後ほど利用権の設定があがってきます。

3番、樺野沢の畑1筆、転用申請のための解約で、5条 許可済みです。

第1号報告については以上です。

議 長 ただいまの報告につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので第1号報告を終わらせていただきま す。

# 日程5 第2号報告 農地移動適正化あっせん委員の指 名について

議長

日程5 第2号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第2号報告朗読)

12ページをご覧ください。今月はあっせん委員の指名が3件となっています。

1番、山崎の畑1筆 447 ㎡、売買の申出です。あっせん 委員といたしましては3月 14日に櫻井委員さん、山崎委員 さんをご指名しています。申請人におかれましては経営規 模縮小のためです。

2番、長崎の畑1筆1,366 ㎡、売買の申出です。あっせん委員といたしましては3月14日に長谷川委員さん、佐藤委員さんをご指名しています。申請人におかれましては財産処分のためとのことです。

3番、茗荷沢の田6筆2,803㎡、売買の申出です。あっせん委員といたしましては3月15日に駒形委員、小杉委員をご指名しています。申請人におかれましては財産処分のためとのことです。

第2号報告については以上です。

議長

ただいまの説明につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので第2号報告を終了させていただきます。

日程6 第1号議案 農地法第3条の規定による許可処 分取消申請について

議長

日程6 第1号議案 農地法第3条の規定による許可処 分取消申請についてを議題といたします。事務局の説明を 求めます。阿部主任。

阿部主任

(第1号議案朗読)

14ページをご覧ください。今月は1件の取消申請があがっています。令和4年1月26日の総会で売買による所有権移転の許可を取ったものです。譲渡人と譲受人はご覧のとおりです。土地は三郎丸の田畑3筆850.31㎡です。取消理由は契約破棄のためで、内容としては欄外に記載のとおり譲渡人が許可を得たにも関わらず一方的な都合で売買契約を破棄したため許可を取り消すものです。なお、この後の3条申請でこちらの3筆を含めて新たな譲受人との売買の許可申請があがっています。以上です。

議長

ただいまの説明につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので質疑終了にご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りいたします。第1号議案 農地法第3条の規定による許可処分取消申請については原 案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第1号議案については原案のとおり承認されました。

# 日程7 第2号議案 農地法第3条の規定による許可申 請について

議長

日程7 第2号議案 農地法第3条の規定による許可申 請についてを議題といたします。事務局の説明を求めま す。阿部主任。

阿部主任

#### (第2号議案朗読)

16ページからです。今月の3条申請は12件です。

21 番と 22 番が関連案件でして、譲受人が同じ方の案件で す。21 番、売買による所有権移転です。五箇の田1筆 2,303 ㎡です。申請理由は経営規模拡大のためです。

22番、贈与による所有権移転です。両者は親子の間柄です。五箇の田1筆2,247㎡です。申請理由は親から農地を譲り受けるためです。なお、2件を合わせまして30aの下限面積要件をクリアしています。

23 番、売買による所有権移転です。大崎の畑1 筆 205 ㎡ です。申請理由は経営規模拡大のためです。

24番、売買による所有権移転です。長森の田1筆1,741 ㎡です。申請理由は経営規模拡大のためです。

25番、売買による所有権移転です。六日町の田1筆818 m<sup>2</sup>です。こちらの土地は譲受人の所有地に隣接しています。申請理由は経営規模拡大のためです。

26番、売買による所有権移転です。三郎丸と早川の田畑 10筆12,681.31㎡です。三郎丸のうえから3筆につきましては先ほど3条許可処分の取消があった案件です。申請理 由は経営規模拡大のためです。

27番、売買による所有権移転です。片田の畑1筆131㎡です。なお、譲渡人の他の農地については譲受人が借り受けています。申請理由は経営規模拡大のためです。

28番、贈与による所有権移転です。雷土と芋赤の畑2筆3,032㎡です。両者は譲受人の父と譲渡人が知り合いとのことです。申請理由は経営規模拡大のためです。

29番、親子間での使用貸借権の設定で、期間は3年間です。茗荷沢の田5筆2,314㎡です。申請理由は農業者年金受給のためです。

30番、こちらも親子間での使用貸借権の設定で、期間は20年間です。滝谷の畑4筆8,189㎡です。申請理由は農業者年金受給のためです。

31番、こちらも親子間での使用貸借権の設定で、期間は20年間です。塩沢と目来田、泉盛寺、天野沢、樺野沢の田畑18筆13,465㎡です。申請理由は農業者年金受給のためです。

32番は農業者年金受給のための再設定となっていますので説明は省略させていただきます。以上です。

議長

ただいまの説明につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第2号議案については原案のとおり承認されました。

日程8 第3号議案 農地法第3条の規定による買受適 格証明の発行について

議長

日程8 第3号議案 農地法第3条の規定による買受適格証明の発行についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。阿部主任。

阿部主任

(第3号議案朗読)

21ページをご覧ください。4月に農地の競売の予定があ

り、そのための買受適格証明の発行があがってきています。競売対象農地が2筆で、所有者が異なるため4件となっています。競売の願出者は2名で、1番2番につきましては農地所有適格法人ですので農地の取得は可能です。3番4番は個人です。また、耕作面積の欄をご覧ください。両者とも下限面積要件である30aをクリアしています。農地所有者については記載のとおりで、1番と3番、2番と4番が同じ所有者、同じ土地になっています。備考欄をご覧ください。実施機関は新潟地方裁判所長岡支部、入札期間は令和4年4月4日から令和4年4月11日で、開札期日は令和4年4月27日です。売却基準価格は920,000円で、こちらは1筆ごとの金額となっています。競売参加者の申請理由は両者とも経営規模拡大のためです。資料は1ページをご覧ください。場所は国道17号線沿いの2筆です。以上です。

議長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第3号議案 農地法第3条の規定による買受適格証明の発行については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第3号議案は原案のとおり承認されま した。

日程9 第4号議案 農地転用の許可を受けた事業計画 変更承認申請の進達について 議長

日程9 第4号議案 農地転用の許可を受けた事業計画 変更承認申請の進達についてを議題といたします。事務局 の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

#### (第4号議案朗読)

23ページをご覧ください。今月の計画変更は3件です。

3番、大崎の田1筆591㎡です。令和4年1月13日に売買による所有権移転で農地法第5条許可を受けています。 資料は2-4ページをご覧ください。申請の内容についてですが、転用目的は当初計画と同じ一般住宅の建築です。一体的に転用する土地の一部が当初計画から漏れていたということで、改めて当初計画から漏れていた土地3.19㎡を計画に追加するという事業計画変更申請です。こちらの土地は第2種農地ではございますが、集落に接続されている生産性の低い農地を住宅用地として転用するものであり許可相当であると考えています。なお、所有権移転が絡みますので後ほど5条申請でもあがってきます。

4番、余川の田2筆313㎡です。平成元年12月25日に 売買による所有権移転で農地法第5条許可を受けていま す。資料は5-7ページをご覧ください。申請の内容につい てですが、当初計画者は一般住宅の建築で許可を取りまし たが、家庭の事情で他県に住宅を購入したということで未 了となっていました。この度事情継承者が新たに住宅を建 築したいということで、当初計画者から買い受けまして転 用事業を承継するものです。こちらの土地は第2種農地で はございますが、集落内の生産性の低い農地を住宅用地と して転用するものであり許可相当であると考えています。 なお、こちらも所有権移転が絡みますので後ほど5条申請 でもあがってきます。

5番、大月の田3筆850㎡です。こちらも令和3年9月10日に賃借権の設定で農地法第5条を受けています。資料は8-10ページをご覧ください。申請の内容についてですが、転用目的は農業用施設の建築ということで農産物の加工販売、農家レストランの建築ということで、当初計画と変更はありません。施設の建設にあたりまして下水道課との協議により、合併浄化槽の位置を変更する必要が生じた

ために新たに事業用地を購入しまして、浄化槽の設置と屋根雪と駐車場の雪処理場に利用したいとのことです。こちらの農地は1月27日に農業振興地域の用途変更の手続きが完了していまして、計画変更は妥当であると考えています。また、追加する土地については売買による所有権移転ですので後ほど5条申請でもあがってきます。以上です。

議長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第4号議案 農地転用の許可を受けた事業計画変更承認申請の進達については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第4号議案については原案のとおり承認されました。

日程 10 第 5 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申 請の進達について

議長

日程 10 第 5 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請の進達についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第5号議案朗読)

25 ページをご覧ください。今月の4条申請は1件です。 5番、四十日の田1筆1,119㎡です。転用目的は農作業 場用地で、1月に農業振興地域から用途変更の協議をして いただいた案件です。資料は11-13ページをご覧ください。申請の内容についてですが、申請者は農地所有適格法人です。現在、農業用機械や資材が分散して置いてあり作業効率が悪いため、今回転用して農業用の機械置場と資材の格納庫、育苗施設として利用したいとのことです。配置等の詳細については資料をご覧ください。こちらの農地は農用地区域内の農用地ですが、農業用施設として転用されるものであり、配置計画から面積についても許可相当であると考えています。以上です。

議長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第5号議案 農地法第4条の規定による許可申請の進達については 原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第5号議案については原案のとおり承認されました。

日程 11 第 6 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申 請の進達について

議長

日程11 第6号議案 農地法第5条の規定による許可申 請の進達についてを議題といたします。事務局の説明を求 めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第6号議案朗読)

27ページをご覧ください。今月は5条申請については14件です。

18番、大崎の田1筆3.19㎡です。売買による所有権移転で、転用目的は住宅用地です。資料は2-4ページをご覧ください。こちらは先ほどの4号議案の事業計画変更承認申請の3番で審議いただいた案件です。内容の詳細については先ほどご説明しましたので省略いたしますが、一体利用する土地の一部が漏れていたため改めて申請するものです。こちらの農地は第2種農地ではございますが、集落内の生産性の低い農地を転用するものであり許可相当であると考えています。

19番、大崎の田1筆320㎡です。使用貸借権の設定で、 転用目的は住宅用地です。資料は14-16ページをご覧くだ さい。申請の内容についてですが、両者は親子の間柄で す。譲受人の方は現在県外にお住まいですが、この度移住 するということで申請地と隣接地を一体的に利用して住宅 を建築したいという内容です。こちらの農地は第2種農地 ではございますが、集落内の生産性の低い農地を転用する ものであり許可相当であると考えています。

20番、長森の田畑8筆622.98㎡です。売買による所有権移転で、転用目的は駐車場用地です。資料は17-19ページをご覧ください。申請の内容についてですが、現在駐車場が不足しており業務に支障がでているということで、この度申請地を購入し駐車場用地、除雪堆雪場として転用したいとのことです。こちらの農地は第2種農地ではございますが、集落に接続する生産性の低い農地を転用するものであり許可相当であると考えています。

21番、美佐島の畑1筆190㎡です。使用貸借権の設定で、転用目的は住宅用地です。資料は20-22ページをご覧ください。申請者は義理の親子の間柄です。譲受人は現在アパートに住んでいますが、手狭になったため申請地を借り受けて一般住宅を建築したいとのことです。こちらの農地は第2種農地ではございますが、集落に接続した生産性の低い農地を転用するものであり許可相当であると考えています。

22番、美佐島の田1筆330㎡です。売買による所有権移

転で、転用目的は駐車場用地です。資料は23-25ページをご覧ください。申請の内容についてですが、現在使用している来客用の駐車場の賃貸借契約が終了し使えなくなるということで、その代替地として隣接地である申請地を買い受けて駐車場として転用したいとのことです。こちらの農地は都市計画法の用途地域内にある第3種農地ですので、原則許可案件です。

28ページに移りまして、23番、余川の畑1筆 252 ㎡です。使用貸借権の設定で、転用目的は住宅用地です。資料は 26-28ページをご覧ください。両者は親子の間柄です。現在は同居されていますが、家族が増え手狭になったため申請地を借り受けて一般住宅を建築したいとのことです。なお、申請地には平成 12 年頃に許可を受けずに車庫が建築されておりまして、始末書を提出していただいています。こちらの農地は第2種農地ではございますが、集落内にある生産性の低い農地を転用するものであり許可相当であると考えています。

24番、余川の田2筆313㎡です。売買による所有権移転で、転用目的は住宅用地です。資料は5-7ページをご覧ください。こちらについては第4号議案の事業計画変更承認申請の4番で審議いただいたものですので詳細な内容の説明については省略しますが、申請地を譲り受けまして一般住宅を建築するものです。こちらの農地は第2種農地ではございますが、集落に接続した生産性の低い農地を住宅用地として転用するものであり許可相当であると考えています。

25番、六日町の畑1筆109㎡です。売買による所有権移転で、転用目的は住宅用地です。資料は29-31ページをご覧ください。隣接する宅地の拡張をしたいとのことです。こちらの農地は都市計画法の用途区域内の第3種農地ですので、原則許可案件です。

26番、大月の田1筆330㎡です。売買による所有権移転で、転用目的は農業用施設用地です。資料は8-10ページです。こちらも先ほどの4号議案の事業計画変更承認申請の5番案件で審議していただいた案件ですので詳細な内容の説明は省略させていただきますが、合併浄化槽の場所の変

更と雪処理場として利用したいとのことで新たに土地を買い受けて転用するものです。こちらの農地は農業振興地域内の農用地ではございますが、農業用施設として転用するものであり許可相当であると考えています。

27番、長崎の田1筆40㎡です。使用貸借権の設定で、転用目的は住宅用地です。資料は32-34ページをご覧ください。申請の内容についてですが、両者は祖父と孫の間柄です。譲受人は現在市外に住んでいますが、この度申請地と隣接地を一体で借り受けまして一般住宅を建築したいとのことです。こちらの農地は第2種農地ではございますが、集落内の農地を住宅用地として転用するものであり許可相当であると考えています。

28番、四十日の田2筆240.05㎡です。賃借権の設定で、 転用目的は通路用地です。資料は35-37ページをご覧くだ さい。申請の内容についてですが、土採取に伴う現場への 車両の乗入通路とその車両の洗車場の設置です。5年間の 一時転用で、期間は令和4年5月1日から令和9年4月30 日までです。こちらの農地は第2種農地ではございます が、一時転用ですので許可相当であると考えています。

29番、石打の田畑4筆954㎡です。賃借権の設定で、転用目的は資材置場用地です。資料は38-45ページをご覧ください。申請の内容についてですが、送電線の鉄塔の建て替え工事のために一時転用したいとのことです。一時転用ということで、期間は令和4年4月15日から令和5年12月31日までです。こちらの農地は第2種農地ではございますが、一時転用ですので許可相当であると考えています。

30番、今町の田2筆4,951㎡です。賃借権の設定で、転用目的は農業用施設用地です。資料は46-48ページをご覧ください。こちらは今年の1月に農業振興地域の用途変更の協議を行った案件です。申請の内容についてですが、今回新たに共同組合を立ち上げ、菌床センター・培養センター・菌床づくりを完結させる施設を建設したいとのことです。こちらの農地は農業振興地域内の農用地ではございますが、農業用施設ですので許可相当であると考えています。また、30 a を超える転用ですので農業会議への諮問案件となります。

31番、茗荷沢の田3筆8,902㎡です。賃借権の設定で、 転用目的は砂利採取です。資料は49-51ページをご覧ください。申請の内容についてですが、砂利採取のための一時 転用で、期間は令和4年4月20日から令和5年5月31日までです。こちらの農地は農業振興地域内の農用地ではございますが、砂利採取のための一時転用ですので許可相当であると考えています。また、30aを超える転用ですので農業会議への諮問案件となります。以上です。

議長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請の進達については 原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第6号議案は原案のとおり承認されま した。

暫時休憩といたします。なお、休憩後は議長交代して再 開します。

(10 時 15 分休憩)

議 長 (関職務代理)

議長交代し、議事再開いたします。

(10 時 50 分再開)

日程 12 第7号議案 農用地利用集積計画(案)について

議長

日程 12 第 7 号議案 農用地利用集積計画(案) についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第5号議案朗読)

31ページからです。

147番、山口の田3筆1,901㎡、所有権移転で、対価については㎡当たり370円です。申請理由は経営規模拡大のためです。資料は52ページをご覧ください。

148番、雲洞の田畑9筆9,891㎡、所有権移転で、対価については㎡当たり161円です。資料は53-54ページをご覧ください。こちらの案件は譲渡人がこちらに住むことが無いということで全農地の処分となります。申請理由は賃貸人との売買のためです。

149番、五箇の田5筆、賃借権の設定で、対価は10a当たり60kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

150番は直前で申請を取り下げられましたので欠番となっています。

151番、芹田と一村尾の田2筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kgです。申請理由は経営規模拡大のためで す。

32ページに移りまして、152番から154番までが同じ借 受人の方の案件です。152番、芹田と一村尾の田2筆、賃借 権の設定で、対価は10a当たり60kgです。申請理由は経営 規模拡大のためです。

153番、一村尾の田3筆、賃借権の設定で、対価は10a 当たり17,000円です。申請理由は経営規模拡大のためで す。

154番、芹田と九日町の田5筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり60 kgです。申請理由は経営規模拡大のためで す。

155番、今町の田2筆、賃借権の設定で、対価は10a当たり30,000円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

156番と157番が同じ借受人の方の案件です。156番、八色原の田1筆、賃借権の設定で、対価は10a当たり20,000

円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

157番、八色原の田1筆、賃借権の設定で、対価は総額10,000円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

158番、山崎の田2筆、賃借権の設定で、対価は10a当たり24,000円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

159番、茗荷沢の田6筆、賃借権の設定で、対価は10a 当たり90kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

160番、君帰の田2筆、賃借権の設定で、対価は10a当たり30,000円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

161番、川窪の田4筆、賃借権の設定で、対価は10a当たり60kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

34ページに移りまして、162番と163番が同じ借受人の 方の案件です。162番、宇津野新田と美佐島の田6筆、賃借 権の設定で、対価は10a当たり60kgです。申請理由は経営 規模拡大のためです。

163番、美佐島の田9筆、賃借権の設定で、対価は10a 当たり60kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

164番、美佐島の田3筆、賃借権の設定で、対価は10a 当たり20,000円です。申請理由は経営規模拡大のためで す。

165番、宮と小栗山、六日町、東泉田、三郎丸の田 21 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 20 俵です。申請理由は 経営規模拡大のためです。

166番、山谷の田7筆、賃借権の設定で、対価は全部で21.5俵です。申請理由は経営規模拡大のためです。

36ページに移りまして、167番、山口の田6筆、賃借権の設定で、対価は全部で60kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

168番、長森新田の田2筆、賃借権の設定で、対価は10 a 当たり90 kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

169番、野田の田3筆、賃借権の設定で、対価は10a当たり90kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

170番、奥の田 5 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

171番、吉里の田 10筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 26,000円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

172番、大木六と吉山新田の田5筆、賃借権の設定で、対価は10a当たり90kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

173番と174番は同じ借受人の方の案件です。173番、大木六と吉山新田、仙石、徳田新田の田9筆、賃借権の設定で、対価は10a当たり90kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

174番、吉山新田の田1筆、賃借権の設定で、対価は10 a 当たり90 kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

38 ページに移りまして、175 番、仙石の田1筆、賃借権 の設定で、対価は10 a 当たり90 kgです。申請理由は経営規 模拡大のためです。

176番、長崎と姥沢新田の田4筆、賃借権の設定で、対価 は全部で8.5俵です。申請理由は経営規模拡大のためで す。

177番、清水の田2筆、賃借権の設定で、対価は全部で4 俵です。申請理由は経営規模拡大のためです。

178番、清水の田3筆、賃借権の設定で、対価は全部で5 俵です。申請理由は経営規模拡大のためです。

179番、清水の田1筆、賃借権の設定で、対価は全部で2 俵です。申請理由は経営規模拡大のためです。

180番、山谷の田1筆、使用貸借権の設定です。使用貸借ですので、対価の欄には記載がありません。申請理由は経営規模拡大のためです。

なお、181番案件以降につきましては、再設定となりますので説明は省略させていただきますが、59ページの259番と260番案件をご覧ください。こちらはお互いにお互いの土地を使用貸借で交換する契約となっているため、申請理由が耕作の利便性を高めるためとなっています。以上です。

# 議 長 (関職務代理)

関係委員がおられます。農業委員 19 番並木孝夫委員の除 斥を求めます。

(16番並木委員退席)

48ページ 213番214番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございません か。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。48ページ 213番214番案件については原案のとおり承認するにご異議 ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、213番214番案件については原案のとおり承認されました。並木委員の除斥を解きます。

(19番並木委員着席)

それではここで暫時休憩といたします。なお、再開後は 議長交代して再開します。

(11時 00分休憩)

議 長 (並木会長)

議長交代し、議事再開いたします。

(11 時 5 分再開)

関係委員がおられます。推進委員 20 番桑原善和委員の除 斥を求めます。

(推20番桑原委員退席)

32ページ 155 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。32ページ 155番案件については原案のとおり承認するにご異議ござい ませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、155番案件については原案のとおり承認 されました。桑原委員の除斥を解きます。

(推20番桑原委員着席)

続いて、農業委員11番大平泰弘委員の除斥を求めます。

(11 番大平委員退席)

33ページ 161番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。33ページ 161番案件については原案のとおり承認するにご異議ござい ませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、161 案件については原案のとおり承認されました。大平委員の除斥を解きます。

#### (11 番大平委員着席)

続いて、農業委員1番中俣渉委員の除斥を求めます。

#### (1番中俣委員退席)

51-52 ページ 228 番から 230 番案件についてのみ質疑を 行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

#### (異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りいたします。51-52ページ 228番から230番案件については原案のとおり承認するにご 異議ございませんか。

## (異議なしの声)

異議なしと認め、228番から230番案件については原案の とおり承認されました。中俣委員の除斥を解きます。

#### (1番中俣委員着席)

続いて、農業委員14番牛木友哉委員の除斥を求めます。

#### (14番牛木委員退席)

54ページ 238 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。54ページ 238番案件については原案のとおり承認するにご異議ござい ませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、238番案件については原案のとおり承認 されました。牛木委員の除斥を解きます。

(14 番牛木委員着席)

それでは、先に承認された8件を除く他の案件について の質疑を行います。

(質問、意見なし)

質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。8件を除く他の案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第5号議案は全て承認されました。

#### 日程 13 第8号議案 下限面積(別段の面積)について

議長

日程 13 第8号議案 下限面積(別段の面積)について を議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係 長。

一之谷係長

#### (第8号議案朗読)

62ページをご覧ください。下限面積についてですが、平 成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が農林 水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部また は一部について、都府県では50aの面積の範囲内で別段面 積を定め、これを公示したときはその面積を農地法第3条 第2項第5号の下限面積として設定できるようになりまし た。これはいわゆる農家資格を満たす面積です。南魚沼市 については平成21年12月28日付けの南魚沼市農業委員会 公示第1号で30aと定めています。この下限面積につきま しては農業委員会の適正な事務実施で設定については毎年 見直しをすることとなっています。このため、令和4年度 の下限面積の設定について提案をさせていただきたいと思 います。まず、農地法施行規則第17条第1号の適用につい てです。これは優良農地確保の観点から農用地区域内の細 分化を防ぐこと、市街化区域内において資産保有目的によ る細分化を防ぐこと等の観点での見直しです。来年度の方 針としては、現行の下限面積である30aの変更は行わない ということで提案をさせていただきます。理由につきまし ては令和4年3月1日時点で30a未満の農地を耕作してい る農家戸数は3,729戸で、全農家戸数に占める割合は 50.9%です。また、20a未満の農地を耕作している農家戸 数は3,175戸で、全農家戸数に占める割合は43.3%です。 面積の設定の際に、市内全体の農家戸数に占める面積未満 の農家戸数が 100 分の 40 を下らないように設定しなければ いけません。現在の状態ですと下限面積を20aに変更する ことは可能ですが農地の細分化を防ぐ観点から 30 a で変更 は行わないということでご提案をさせていただきます。次 に例年ですと農地法施行規則第17条第2項の適用について も審議をしていただいておりましたが、昨年11月総会の際 に宅地に付随する農地について行っておりますので、今年 度の審議は終了しています。なお、この下限面積について は休憩時間中の農地特別委員会でもご説明、審議をしてい ただいています。以上です。

議長

では、本件につきましては休憩時間中に農地特別委員会でも審議がされておりますので、委員長から報告をお願いします。14番牛木友哉委員。

14 番牛木委員

休憩時間中に行われました、農地特別委員会において8 号議案の下限面積の取扱いについて協議しましたのでご報 告いたします。協議の結果、令和4年度における下限面積 の取扱いは現行に従い、変更は行わないことで決定しまし た。以上です。

議長

農地特別委員長の報告のように、令和4年度における別段の面積については30aで行きたいと思いますが、質疑ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですので、よってお諮りをいたします。第8号 議案 下限面積(別段の面積)については、令和4年度に ついても30aとしたいと思いますが、ご異議ございません でしょうか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第8号議案については原案の通り承認 されました。

# 日程14 第9号議案 事務局の任免について

議長

日程 14 第 9 号議案 事務局の任免についてを議題とい たします。事務局の説明を求めます。古藤局長。

#### 古藤局長

#### (第9号議案朗読)

64ページをご覧ください。まず、免職となるもの主事の 貝瀬佐知子、免職年月日は令和4年3月31日です。続い て、任命となるものが主事の宮下悠紀、同じく主事の田村 萌の2名で、任命年月日は令和4年4月1日です。いずれ も南魚沼市の人事異動によるものですが、田村萌は新採用 となります。このため、市職員としての採用日が4月1日 となりますので、本日は欠席となっております。以上で す。

#### 議長

それでは、任免となる方が議場内におられます。貝瀬主 事と宮下さんは退席をお願いします。

## (異動者2名退席)

それでは、第9号議案については先ほど古藤局長の説明 のとおりですが、この議案につきましては質疑を受けるわ けにはまいりません。皆さんご意見等があるかもしれませ んが、無ければご承認いただきたいと思います。いかがで しょうか。

# (異議なしの声)

異議なしと認め、第9号議案は原案のとおり承認されま した。それでは任免職員の除斥を解きます。

#### (異動者2名着席)

ただ今、任免について承認されました。ご挨拶をいただ きたいと思いますので、免職となる貝瀬主事からお願いし ます。

#### 貝瀬主事

(退任の挨拶)

(拍手)

議長

続いて、4月から新しく着任されます宮下主事、お願いします。

市民課 宮下主事

(新任の挨拶)

(拍手)

議長

退任となります、貝瀬主事につきましては6年間貴重な戦力の一人として頑張っていただきました。市の人事異動ですので我々はどうこうできませんので、新しい部署でも頑張っていただきたいと思います。また、新任となります宮下主事には大変だと思いますがなるべく早く慣れてもらって戦力として頑張っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

#### 日程 15 その他

議長

日程 15 その他についてですが、皆さんからなにかありますでしょうか。農業委員 14 番牛木友哉委員。

14 番牛木委員

休憩時間中に行いました、農地特別委員会で協議したな 内容について報告します。水田の営農に影響のない短期間 の一時転用についてであります。刈取り後から降雪までの 極めて短期間の間の一時転用において、今までであれば借 りている方から解約をしてもらってから一時転用をしてい ましたが、今後は解約をせずにお互いの方の同意書だけで 手続きに入るものです。これは私どもの業務云々ではなく てあくまでも事務局側の業務内容の変更となります。しか しながら、農地特別委員会での協議が必要となりましたの で、協議をしまして皆様にご報告します。以上です。

議長

ただいまの牛木委員の説明について質問、意見等ありま すでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですので、牛木委員ありがとうございました。 ほかにありませんでしょうか。農業委員5番片桐京委員

# 5番片桐委員

食育部会より令和4年度の食育出前授業について報告と ご協力をお願いします。皆さんのお手元に配布してある資 料をご覧ください。食育出前授業は今までと同じように、 ぬか釜での炊飯、米作りの講話、食育の講話、そしてぬか 釜で炊いたご飯でおにぎりを作って食べるという流れで行 います。米作りの講話と食育の講話についてはパネルを使 って説明していきます。ぬか釜の体験は子どもたちにもみ 殻を入れたり、着火剤である杉の葉を入れたりすることを 体験してもらいます。対象者は小学校5年生です。事務局 から昨年の12月に小学校に意向確認を聞いてもらいまし た。令和4年度は大和地域では浦佐小学校と赤石小学校、 六日町地域では六日町小学校、塩沢地域では上田小学校で 実施したいと思っています。昨年のアンケートでは4校と も秋に実施したいと希望しています。4月以降になりまし たら、各学校に実施希望日を聞くようにしたいと思ってい ます。学校との打合せによって実施日が決まりますので、 決まりましたらお知らせをしたいと思います。授業の担当 者は食育の担当委員だけで行うのではなく、その地区の農 業委員さん、推進委員さんの全員で担当していただきます のでご協力をお願いします。特に六日町小学校は児童数が 多く、ぬか釜も3基必要と考えています。担当委員の欄に は六日町・五十沢地区と書いてありますが城内・大巻地区 の委員さんにもお願いすることがあるかもしれませんがよ ろしくお願いしたいと思います。当日の役割分担は近くな りましたら打合せをさせていただきたいと思います。是非 皆さんのご協力で意義のある出前授業にしていきたいの で、どうぞよろしくお願いします。以上です。

議長

ただいまの片桐委員の説明について質問、意見等ありま すでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですので、私からも一点お願いしたいと思います。今ほど片桐委員よりお願いがありましたが、六日町地域と塩沢地域については令和4年度は1校ずつとなっています。特に六日町小学校は児童数が多く、釜の数も多いことが予想されます。従来ですと六日町地区と五十沢地区の委員のみが担当となりますが、是非とも協力の要請があった際には大勢の皆さんからご協力をお願いしたいと思います。

他にありませんでしょうか。無いようですので、片桐委 員ありがとうございました。

他に皆さんからありませんでしょうか。古藤局長。

# 古藤局長

私の方から4点ほどご連絡をします。

- 1 旅行積立金の返金について
- 2 親睦会費について
- 3 IA支店合併による報酬の口座について
- 4 事務室のレイアウト変更について以上です。

#### 議長

他にありませんでしょうか。無いようでしたら、本日の 総会はこれで終了させていただきます。本日は大変ご苦労 さまでした。

(11 時 50 分閉会)

上記、会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は真正であること を確認して、ここに署名する。

令和 4年 5月 25日

南魚沼市農業委員会長	並 木 孝 夫
会議録署名委員	片桐 京
会 議 録 署 名 委 員	田村芳文